フードワークスやつしろ災害時等における施設利用の協力に関する協定

八代市（以下「甲」という。）とフードワークスやつしろの指定管理者〇〇（指定管理者名）（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、豪雨や地震などの異常な自然現象に起因するもの又は異常な自然現象以外に起因する大規模な火災若しくは爆発その他の大規模な事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）で、八代市内において避難場所や災害対応のための拠点等が必要なときに、八代市地域防災計画に定められた活動に加え、甲若しくは甲が許可する者又は乙自らが、甲の施設を活用して円滑な対応ができるよう、災害時等における施設利用の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第２条　本協定の対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、次のとおりとする。

施設名　フードワークスやつしろ

所在地　八代市東陽町南１０７５番地

（協力要請等）

第３条　甲は、災害時等に対象施設を、被災者の避難所、帰宅困難者等の一時避難施設及び八代市災害対策本部の活動拠点並びに遺体安置所、資機材保管場所等（以下「避難所等」という。）として利用する必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。ただし、八代市内のいずれかの地域で震度５強以上の地震が発生した場合は、乙は、甲から要請があったものとみなして、直ちに対象施設の点検等を行うとともに、甲に協力の可否を連絡するものとする。

２　乙は、災害時等において対象施設の利用について緊急に対応することが必要と判断した場合は、甲にその状況及び協力の可否を連絡するものとする。

（連絡体制）

第４条　前条第１項本文に規定する甲の要請は、八代市長の名により原則として当該対象施設の長に対して行うものとする。

２　乙は、甲が対象施設に避難所等を開設する前に市民が避難してきた場合は、甲にその旨通報するものとする。この場合において、甲は、速やかに甲の職員を派遣するものとする。

３　本協定の目的を達するため、甲乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新するものとする。

（避難所等の開設）

第５条　避難所等の開設は、乙の協力を得て、甲の派遣した職員が行うものとする。ただし、当該職員が派遣されるまでの対応は、乙が行うものとする。

（避難所の運営）

第６条　避難所運営は、八代市避難所運営マニュアルに基づき、甲の派遣した職員、乙、避難者代表が協同で担当する。特に開設期間が長期にわたることが想定される場合には、甲乙が協力して避難所運営委員会を設置し、住民主体の避難所運営に努めるものと

する。

２　前項に定めるもののほか、甲と乙は、八代市避難所運営マニュアルに基づいてあらかじめ役割分担について協議し、業務を実施するものとする。

（費用負担）

第７条　災害時等における対象施設の使用により、乙に発生した損害及び施設管理運営に関する増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）が適用された場合は、熊本県災害救助法施行細則（昭和５２年規則第６７号）による救助の程度等に定めるところにより、甲が負担するものとする。

（備蓄及び訓練等）

第８条　乙は、対象施設について災害時等に備え、安全性の確保、消火、救出救助等のための対策の推進を図らなければならない。

２　甲は、避難所等を開設している期間に飲料水、食料等の支給が必要と判断した場合、これらの手配を行うとともに、平等かつ能率的な配給を実施するものとする。

３　乙は、その能力を活用して積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めなければならない。

４　乙は、災害時等の対応に関する知識又は技術を習得するため、防災訓練等に参加するよう努めなければならない。

（その他）

第９条　本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定書の有効期間は、令和９年４月１日から令和１２年３月３１日までとする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上各自１通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日（締結日）

八代市松江城町１－２５
甲　八代市
八代市長　小野　泰輔

住　　所
乙　事業者名
代表者名